

行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針（案）

個人及び事業者が行う行政手続において、利便性の向上と簡素化のため、氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について、次の内容等により、見直しを実施する。

1 国・県の法令等に基づき実施する行政手続への対応

独自対応不可	◆国や県の法令等に定めがある行政手続で、その方法が国・県等により示されているもの（市独自の判断で見直しを行うことが不可能な行政手続）
--------	--

※ 国・県等より発出される通知・ガイドライン等に基づき、随時、各担当課等において、市の条例・規則・要綱・マニュアル等を改正する。

2 本市で独自に見直し可能な行政手続への対応

独自対応可	◆市の条例、規則、要綱、マニュアル等により行政手続（運用、書式・様式、記載内容、添付書類、押印の有無等）を定めているもの ◆国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が市に委任等され、市独自で見直し可能なもの
-------	---

※ 見直しに先立ち、手続や書類提出そのものが必要であるか、改めて検討する。

(1) 対応種別

ア 押印が必要なもの

- ・地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約
- ・石巻市契約規則及び石巻市会計規則により、押印を求めている書類
- ・請求書（法律上、必ずしも押印の必要性はないが、契約に関連した書類及び債務履行を担保する書類と解し、当分の間、押印を求める。）

イ 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- ・本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの
- ・診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの

※個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印も可とする。

※法人については、原則として記名押印とする。

※署名された申請書等を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

ウ 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名で良いもの）

- ・本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの

各種行政手続に対する対応種別の適用については、今回の見直しに係る趣旨を踏まえながら、これまでの手続の実情を勘案し、各担当課等において、適切に判断するものとする。また、例規等の改正が伴う場合は、随時、各担当課等において、改正等の手続を行うものとする。

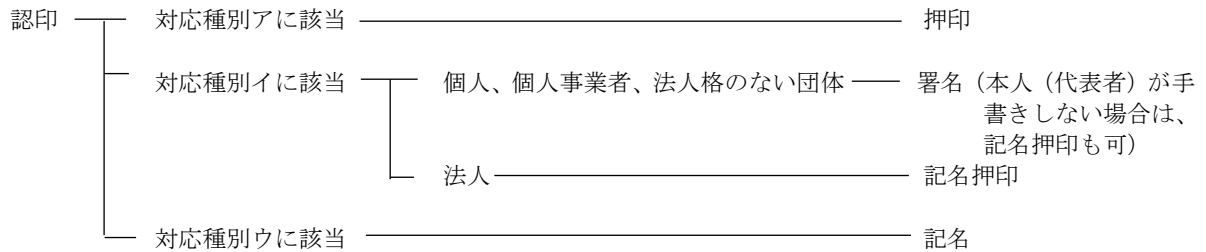
(2) 書面規制の見直し

ア 必要最低限の内容になっているか、様式・記載内容を検証し、見直しを実施する。

イ 最低限の添付書類となっているか、必要性を検証し、見直しを実施する。

(参 考)

個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印 ————— 押印 (押印見直し対象外)



署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

記名：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより記すこと